

## 第14回 競争的資金制度改革プロジェクト 議事要旨(案)

1. 日 時: 15年4月3日(木) 16:00~17:55
2. 場 所: 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者: 細田 博之 科学技術政策担当大臣  
【委員】井村裕夫座長、阿部博之議員、大山昌伸議員、黒田玲子議員、薬師寺泰蔵議員、青木昌彦委員、石坂公成委員、江崎玲於奈委員、大石道夫委員、沖村憲樹委員、小野元之委員、岸本忠三委員、豊島久真男委員  
【事務局】大熊政策統括官、永松審議官、上原審議官、和田審議官、木村参事官、佐藤企画官
4. 議題
  - (1) 競争的研究資金制度改革に関する論点整理
  - (2) その他
5. 議事要旨

井村座長

定刻になりましたので、ただいまから第14回総合科学技術会議競争的資金制度改革プロジェクトを開催させていただきます。

今回から総合科学技術会議の常勤議員として、薬師寺泰蔵先生が就任されましたので、このプロジェクトにも御参加をいただくことになっております。御紹介申し上げます。

本日は前回論点を整理しましたが、その際いろいろと御意見をいただきました。また、3月28日に開催いたしました総合科学技術会議の本会議におきまして、これまでの検討状況を報告し、総理の前で議論を行いました。これを踏まえて、前回の論点メモを修正し、検討の経緯や今後のフォローアップの問題等を補足して、まだきちんと文章はできておりませんが、事実上のまとめの案を作成いたしましたので、改めて御意見をいただきたいと考えております。

それでは、細田大臣に御出席をいただいておりますので、冒頭にごあいさつをいただきたいと思います。

細田大臣

本日は、大変お忙しいところを貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

先週3月28日に総理官邸で総合科学技術会議が開かれ、井村先生から本プロジェクトの検討状況につきまして御報告をいただき、関係大臣からも御意見をいただきました。詳細は井村先生から御報告があると思いますが、小泉総理からも現行制度にとらわれず、抜本的に改革を行い、大学改革とも一体的に取り組んで、まさに科学技術分野の構造改革としてほしいという御指示があったわけでございます。この会議の議論を通じ、総理及び関係大臣においても競争的研究資金の重要性が認識されている一方で、その期待に応えるべく、より効果的な制度にしていく必要があるという思いを新たにされた次第でございます。制度の規模が大きく、また歴史のあるほど、その変革にはいろいろ障害がございますけれども、新しい制度設計を考えて実行していくことが我々の義務であると思います。競争的資金制度改革は、研究者のキャリアパスの再構築や大学改革と一体的に取り組まな

いと真の改革とはならないと思っております。

今日、ちょうど衆議院本会議において、国立大学法人法がいよいよ審議開始になりました。そういった大きな転換期でもあり、逆に言いますといろいろな制度を改革するチャンスであろうと思っております。本日と次回で、このプロジェクトの結論をまとめていただくという予定でございますが、実質的には本日、それぞれの論点につきまして、きちりとした方向づけをしていただくことができれば大変ありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

井村座長

どうもありがとうございました。それでは、最初に資料の確認を事務局からお願いいたします。

( 事務局から配布資料確認 )

井村座長

それでは、議題の1「競争的研究資金制度改革に関する論点整理について」に入りたいと思います。先ほども申し上げましたとおり、前回議論をしていただきました論点メモを、さらに修正しております。また、前回いただいた御意見、それから本会議でもいただいた御意見に関連して、個人補助の問題、科研費の民間企業等の研究者への応募資格の問題、開放の問題等については資料を用意させていただいております。

最初に本会議の議論につきまして、少しご紹介申し上げたいと思います。お手元の参考資料1を、去る3月28日の本会議に提出いたしました。少し時間をいただいて詳しく説明いたしました。その後、いろいろな御意見を各大臣からいただきました。塩川財務大臣からはファンディングエージェンシーは、ぜひこれを早くつくってほしい。これができると非常によくなるのではないかと。それから、プログラムオフィサー、プログラムディレクターを一体化して評価をしっかりとってほしい。そのほか、ファンディングエージェンシーと同時に、競争的研究資金の財源については、別に考える必要があるのではないかと意見も出されました。遠山文部科学大臣からは研究者本人の給与の研究費からの充当については、一部プラスするという意味であればよいが、日本の場合、研究者の給与はちゃんと出ているので、すぐにアメリカのように、そのままにはならないであろうということ。それから、プログラムオフィサーの役割は余りリジッドに運用されないで、ある程度の自由度を持たせてほしい。資金提供形態については、人事の流動性の観点から個人補助制度も必要であるという意見です。これはまた、後で事務局から説明をしていただきたいと思っております。それから、競争的研究資金制度のあり方という角度だけでなく、大きな大学改革の中で、教育や人材育成とも関連して、そういう視点から議論をいただきたい。そういうことがございました。最後に小泉総理が、そういう議論を受け取って、現行制度にとらわれないうで、抜本的な改革案を取りまとめていただきたい。また、大学改革とも連携を図り、科学技術全体にわたる構造改革としていただきたい。そういう意見を述べられました。

以上が大体、この前の本会議の議論でございます。

それでは、本論に戻りまして、事務局から論点メモについて、説明をしていただき、その上で、個々の問題になる点を議論をし、御意見をまとめていくことにしたいと思っております。ではよろしく申し上げます。

( 事務局から資料1について説明 )

井村座長

では、御意見を伺いたいと思います。まず、最初は資金の提供形態ですが、これは個人補助から機関補助制度へと書きますと、機関がお金をピンはねするんじゃないかとか、いろんな心配を言う人がありますので、そうではなくて、申請から最後まで、管理について機関が責任を持ってやるんだという形に訂正をさせていただいてはどうかということです。その場合に文部科学大臣も心配をされたのは、そうすると研究者が異動をするときに非常に難しくなるんじゃないかということですが、それにつきましても、事務局で調査をしてくれています。今のような個人がもらっていて、それでどこかに移るときに持っていけるわけですが、それは基本的に機関が管理することにしてもできるわけですが、その点、資料2の関係をちょっと説明してください。

(事務局から資料2について説明)

井村座長

これは機関が管理するというふうにした方がいいと考えたのは幾つか理由があります。一つは国立大学が法人化されると、石坂委員なんかもおっしゃったように、やはりディーンなりがきちっとしたエフォート管理をしないといけない。研究者が産学連携もやる、研究をやる、教育もやる。それがどういうふうにエフォートの配分をしているのかというのも管理しないといけない。そうすると、大学がきちっと見ることができるというのが一つあるのではないかと思います。それから、不祥事件が起こったのは、実は主として個人管理の問題である。そこは非常にルーズになってしまったという問題もありました。それで機関管理といいますが、実際は個人を特定しているわけです。この個人のための研究費ということですが、現在も形式的には学長が責任者になっているわけでありまして、岸本先生なんかは随分大きな責任を負っておられることになっているわけです。それが法人になる、それだけの違いであって、移るときに手続は現在でも将来も変わらないということであろうと思いますが、いかがでしょうか。ここににつきまして御意見を伺いたいと思います。

ちょっと意見を言わせていただきますと、「個人補助制度についてはこれを改め」とございしますが、これを「改善し」ということで1点お願いしたいと思います。その理由はやはり、個人補助は維持するんだけど、いい方向に持っていくんだということを出してほしいというのが1点。それから、次を、「研究機関が所属する研究者の実施する研究に係る経費について、機関の業務として直接に責任を負って取りまとめ管理する制度とすべき」と直してほしい。「申請を行い、交付を受け」というのは、やはり個人の研究者がいろいろ出してくるわけございまして、私どもとしては、今回別途の措置として、不祥事も起きておりますから、大学の事務局に対する研修を徹底して行おうと思っております。従ってここは、きちんと「取りまとめを行って、管理する制度」というふうにしたいと思っておりますので。

井村座長

そういうことをこちらも考えているわけです。

表現としては、「これを改めて」とやりますと、全部機関補助になるんじゃないかという心配が出てまいりますし、改善していい方向に行くんだという方向をぜひお示しいただきたいと思います。

井村座長

ちょっと文章は考えさせていただきます。現在も申請は個人が書くんですけども、大学の責任者の判で出しているはずですね。

例えば、東大と東京工大の先生と一緒にやるということが結構ございますので。

アメリカの場合でも、結局2人がサインしているわけです。主任研究者と大学を代表する人間の2人がサインをしているわけです。ですから、主任研究者の名前というのは削除してはいけないと思うんです。この人の仕事のためにということとははっきりさせておく必要はあると思います。

井村座長

それからエフォート管理に関しては、若干、難しいところがありまして、最終的に大学のディーンなり責任者がエフォート管理をしないといけないと思うんですが、日本の場合に、やはり研究費を申請しても採択される率は必ずしも高くない。それから、申請した額を削られて減らされることもある。そうすると複数の申請をどうもしないといけないわけです。だから、そういう状況の変化に対応して、若干の変更は認めないといけないだろう。ここは研究者が非常に迷って心配をしているという話を聞きますので、例えば、最初に書いたら、そのとおりでないといけないのかどうなのかということですけども、いろんな状況が変われば、当然、エフォートが変化するということはあり得るわけです。この辺はいかがでしょうか。

当然、それは変化すると思います。アメリカでも、必ずとれるというわけではございませんから、ときにはとれない人が出てきますので、そのときにはアジャストメントはいたしますけれども、提出をするときには、ちゃんと大学との約束において出している。もしとれなかった場合は、大学が何とかする。そういう格好ですね。

井村座長

そこは、そういう点でよろしゅうございますか。

それからもう一つ、前回ここで議論が分かれたのは、民間企業等まですべての研究費の応募を広げるかどうかという問題です。これにつきましては、事務局で調べてもらいました。資料3を簡単に説明してください。

(事務局から資料3について説明)

井村座長

ここをどうするのかは一つの課題であると思いますので御意見を伺いたいと思います。

初めて出席して印象的なことで恐縮でございますが、私は私立大学で副学長として研究資金の担当の経験がございます。科研費等々は私立大学も応分に応募することができるわけですが、私立大学は、憲法で民間セクターと見られておりますが、例外法がありまして、私立学校の奨励補助金ということで、我々も国の研究資金に応募できます。しかし、私立大学洋の研究補助には2分の1補助ということが明記されておりまして、大きな予算をもらうときには、私立大学は2分の1は自分たちで出さなければいけません。国立大学の場合には、いわゆる特別

会計法がございまして憲法上問題はないのですが、私立大学の場合には制限があります。ことで、もちろん学校法人としての大学であって、non-Profit organization ということになります。そういう点からは、やや民間企業なのか、大学なのかというところが明確ではありません。私立大学は自分のところも半分出さなきゃいけないということがありますので、普通の企業の基礎研究をやっている先生が、兼任で大学の先生になった場合、いろいろな国からの予算をいただいた際、その先生が企業で研究をしている部分と、どこで大学自身の資金を割り振るか、その資金のアカウンタビリティということで非常に困ったことがございます。ですから、制度としては民間もきちんと応募できるということであれば、私立大学側としては非常に経理上はすっきりする。

今おっしゃったのは経常的経費の補助ですよ。2分の1以内とおっしゃったのは、

経常費補助はそうです。しかし、研究費も御存じのように、私立大学に対する学術フロンティアとか、そういう競争的な資金がございまして、それも2分の1補助ということでございます。ですから、経常費ばかりではない。研究費に関してもそういうことでございます。

Profit と non-Profit の問題なんですけれども、例えば、R 01で申しました場合に、最近プログラムディレクターがいろいろ画策をしまして、国会からお金をとるためにいろいろなプログラムをつくるわけです。そういうものについても、審査はR 01でスタディセッションにやらしてもらおうということを始めました。そういう特定のプロジェクトに関しては、企業が参加した方が都合がいいものが幾つもあるわけです。そういうものはどちらでも構わないということになっていますけれども、本来のR 01というのは研究者が考え出したものですから、プロジェクトがないわけです。そういうものについては、やはり non-Profit でなければいけないという規程はあると思います。ですから、全部にわたってProfit でも non-Profit でもいいというのではなくて、Profit のインスティテュートしかアプライできないものもありますし、non-Profit しかできないものもありますし、両方できるものもあるというのが現状だと思います。もう一つはアメリカがどうしているということとは別に、日本でどうするかを考えたらいいんじゃないでしょうか。というのは、アメリカの場合には、大学に企業からたくさんお金が入っているわけです。ですから、政府が幾ら企業を助けるといっても、実際には企業から大学に入っているお金の方がはるかに多いわけです。そういう実態と日本の場合どうなっているか、存じませんが、出すだけじゃまずいと思います。

井村座長

経済財政諮問会議から指摘されておりますことは、日本の政府は民間にお金を出しているのが少ない。それはOECDの調査によりますと、アメリカはたくさん出しているんですね。それがまた、民間経由で大学に行っているんじゃないかという意見もあるんです。ちょっとそこはよくわかりません。日本の場合には、少なくともOECDの調査では、世界で一番少ない方です。ただ、ヨーロッパもそんなに多くはない。また、企業から大学へのお金も日本は少ないです。

民間企業というのは、当然Profit を考えなければならぬので、全くProfit に関係ないことをやるはずはないわけで、そうすると、哲学であるとか、数学であるとか、非常に基礎的な生物学とかというのは別にやらないわけです。科学研究費補助金の場合、母数がどれだけであるかによって、どこへ全体のパーセンテージをどう振

り分けるかということを決めていくわけです。そうすると、工学系であるとか、医学系であるとか、非常に役に立つところの部分が、民間企業の応募によって母数が大きくなりますから、そちらへ国の科学研究費補助金がいくということになって、長い目で見たときに非常な問題を起すのではないかなというふうに考えます。そういう Profit を考えないところを支援するのが国の役目ではないかなと思います。

井村座長

実際には、科研費は開いていませんけれども、いろんな研究費はかなり企業にも開いているんです。だから、今の論理でちょっといけないところがあります。ただ、何と言いますか、基礎的研究はほかの省は余りありませんからそういう意味では違うのかもしれない。

科学研究費補助金はそういう Profit と関係のないところへというふうにするべきで、ほかのプロジェクトの関係で民間企業にいくのはいろいろありますね。それは別にいいのではないかなと思うんですけども。

この今の4ページのところでございますが、私どもとしてはお願いでございますけれども、ひいては研究の質の向上の観点から、それぞれ科研費なんかも大学をサポートするのが主たる目的であることは間違いのないわけでございますので、「その目的に応じて、できるだけ幅を広げていく」というような表現であれば、私どもはいいと思うんですが、やはり、科研費を申請しても、かなり落ちる率も高いわけございまして、まだまだ完全に十分ではありませんので、その点もぜひ御配慮を賜りたいと思っています。

大分昔のことですが、私、アメリカのIBMの中央研究所に勤めておりまして、これは企業の研究所でございますが、ガバメントからお金をもらっておりました。NSFは基本的に学校ですから、企業の人間はもらうことは難しいのですが、DODはアーミー・リサーチ・オフィスとオフィス・オブ・ネーバルリサーチとエアフォース・オフィス、これが基礎研究の部分を持っておりまして、企業、大学、基礎的な分野に両方とも出しています。私の結んでいた契約は、企業が50%、それからエージェンシーが50%を出すという契約でありました。その、アーミー・リサーチ・オフィスなんかにも、プログラムオフィサーなり、プログラムディレクターがおりまして、我が国もプログラムオフィサーをつくるんですが、これは非常に買収されやすい、誘惑のあるところですので、アメリカでも大変そのことを注意しておりまして、研究所に来ましても、例えば、昼ご飯も、向こうは自分がお金を払わなくちゃいけないとか、そういう非常にクリーンなことを言っている。これからおつくりになるときは十分そのことを考えておいたほうがよいのではないかと。それが1点です。

それから、アメリカのR01に関する限りは、そういうガバメントのエージェンシー、例えばAROなんかでも自分たちが出したお金でどれだけノーベル賞受賞者を出したかというようなことを非常に宣伝している。この間も50周年記念でチャーリー・タウンズなんかのレーザー、メーザーを我々が支持したというようなことで、私のスーパーラッツのプロポーザルも非常に高い評価を得たわけですが、全貌はよくわかりませんが、DODなんかではR01、基礎的な分野でガバメントのお金が随分入っている。これはアメリカと日本と違うことは、我が国のDODは、そういう活動は全然やっていないですね。ですから、ディフェンス・デパートメントから、そういう基礎研究、企業なんかに、実際の役に立つ兵器の研究ももちろんやっているわけなんですけど、R01の分野でもかなりお金で出ているということ。それが1点。

もう一つは、そういう先ほどのプログラムオフィサーにしても、ピアレビューということが非常に重要で、い

わゆる、学識経験者にピアレビューしてもらってということが重要なわけですが、アメリカという国は学識経験者というものが、どういう人かということが大体決まっているんです。というのは、例えば、ナショナル・アカデミー・オブ・サイエンス(NAS)、これは日本にはないわけです。向こうは1,000人ぐらいの分野でナショナル・アカデミー・オブ・エンジニア、それからオフィス・オブ・メディスン、フランクリン・インスティテュートなんかでも賞を出す。それから、アメリカン・アカデミー・オブ・サイエンス。そういうところの会員、一応学識経験者というものが評価してもらおうとときに選べるわけです。ところが我が国は、私も学士院のメンバーですが、余りにも高年齢過ぎて、150人で非常に数が少なくて、こういう活動はほとんどできない。日本学術会議もメンバーはそういう目的じゃないと思います。ですから、日本では学識経験者と名前は非常にいいんですが、そういうもののクオリフィケーションが乏しい。そうすると評価ということも難しくなってくるんじゃないかと思うんです。これは大変難しい問題ですが、学識経験者というものに我々は非常に依存しているんですが、そのクオリフィケーションみたいなものをもう少し日本でも固める必要があるように思います。それが評価ということに裏付けされてくる。

このメモの4ページですが、「研究の質の向上の観点から、その所属、大学、公的研究機関、民間企業等を問わず、広く対象とすべき」というように一般的に書くのは、どうかなという感じがいたします。例えば、基礎研究、先ほど数学とか、なんかという話もありましたけれども、今度のメモの全体のフィロソフィーで言うと、できるだけ競争的な資金の申請とか、交付とか、管理は機関がするというようになっておりますから、こういうふうに一般化すると、企業が、例えば科学研究費やなんかの申請をするのかどうかという問題が出てくると思いますし、そういうことになると、これは審査が大変複雑なことになって、かえって、審査の質が低下するということだってあり得ないわけではないと思うんです。江崎先生がよく御承知のことですけれども、アメリカでも、企業については、ベル研究所なんか、段々80年代、90年代に基礎的な研究から撤退したという事実がありますし、日本でも企業が今までの中央研究所の在り方を見直すというような動きもあって、そういうところが資金不足だから、基礎的な研究資金に応募したいという要請が出てくるのはわかるんですけれども、企業の研究所が、そういう基礎研究をこれからもやる基本的な場であるのかどうかという問題もあると思いますし、こういうふうに、一般的に決める必要はないのではないかと思います。

多様な研究機関があって、文科省の、例えば科学研究費補助金というのは、基本的には大学という研究機関ということにして、企業の研究者の方で、特にそういう基礎研究をおやりになりたいという方は、例えば、大学の研究者と共同研究者という形で、この研究チームに加わって、大学を通して申請するというような道をつけておくのも一つの方法だと思います。ですから、多様性を認めるということを書いておくことがむしろ必要で、一般的に範囲を拡大するという記述はなくてもよいのではないかと思います。

参考までに最近の企業の基礎研究の状況をお話し申し上げます。確かに、ひとところに比べますと、純粋基礎研究の世界が相当狭まっているのは事実です。ただ、最近、個の知の活用という点で non-Profit、これはとても Profit の視点では考えられない基礎研究が、ソフト、ハードを含めて、かなり企業の中でも行われているのも事実です。

そういう人たちにとっては、競争的研究資金の趣旨、つまり若手研究者を育成するという、国としての大きなねらいがあるわけで、こうした世界のチャレンジャーに対しては、門戸を開いておくべきじゃないか考える。これには2つのメリットがあると思います。1つは人材の流動化で、特に基礎研究の研究者の距離を近づけてお

くこと。もう一つは、資金的な面で大学の研究に対して民間から資金を得られるよう、そういった意味の距離を狭めること。将来性をポジティブに考え、ある程度多様性を持たせた方がいいんじゃないかなというのが私の見解です。

私も今、おっしゃったことに賛成したいと思います。特に我が国の研究開発資金全体を見ますと、現在でも75%ぐらいは企業が出している。もちろん、これは応用研究もあるわけですが、やはり実際の例を考えましても、中村修二君のレーザーなどは、これは大学からじゃなしに、企業から生まれている諸々のものがあるわけです。そのほかにカーボンナノチューブ、将来ノーベル化学賞の可能性のあるのも、これも企業から出ているのです。それから、昨年のノーベル賞受賞者の田中耕一君も企業です。やはり、企業というものを、ここで無視するということは大変我が国の将来の発展のためにマイナスのように思って、基礎研究の基本はもちろん大学だと思っただけですが、やはり、いろいろおもしろい研究が大学じゃない、私自身のトンネルダイオードも、実は大学じゃ多分生まれなかったもので、大学で生まれなかったようなものも企業にあるということで、企業にも援助の手を差し伸べていただきたいと思います、今、おっしゃったことをサポートしたいと思っただけです。

もちろん、企業が重要な基礎研究の役割を果たされて、企業にお金が行くようにすべきだと思っただけですが、結論から言いますと、私は一般的に企業にまで広げる必要はないという意見に賛成です。というのは、いっぱいあるファンドをどうとらえるかという問題だと思っただけですが、後ほどの議論とも関係するんですけど、日本のファンドはなるべく多くの機関が参加して、多様なファンドをつくらうということで非常に多くの機関でできているんですけど、そのファンドによっては、応用研究をやるところもあれば、基礎研究だけをやるところもある、あるいは分野もいろんな役所でいるんな分野があって、ミッションも多様になっているわけです。ですから、そういうファンドの実態ですので、方向としては民間企業になるべく研究費を差し上げましょうというのがいいんですけども、小さいファンドで、これだけというファンドを認めるべきだと思っただけです。ですから、そういう意味から、ここは規制はしないで方向性だけ出していく。これはほかの分野も全体に言えることなんですけれども、最初からここは申し上げているんですけど、私の意見はそういう意見です。

今、おっしゃったように、やはり多様性が必要だということで全部を対象とすべきではないと思っただけです。もう一つ、お聞かせいただきたいのは、知的財産権の取扱です。「国費による補助事業で利益を受けた場合は、利益の全部または一部を国に返還することが定められている。」こういう項目が当然入ってくるわけですが、一体どれだけの企業がそういう非常に基礎的な研究に本当に手を挙げるのかなというところ、その辺は一体どうなのかなと。この知的財産権の取扱というのは、ひとつ大きくかかわってくるんじゃないかなと思っただけですが、お教えいただきたいと思っただけです。

知財権の問題は、基本的には個人帰属ですけども、出資機関との契約でもって律せられる。これは変わらないと思っただけです。それから、企業の中にどのぐらい基礎研究があるかということについては、それぞれの企業によって異なりますから、推論で申し上げるわけにはいきませんが、純粋基礎研究は必ず企業の中に、これは私どもの例でもありますけれども、存在します。これは先ほど言いましたように、組織でやるような仕事じゃなくて、個人の知に属します。私はむしろ、これによって企業サイドに資金が流れるより、こういったオープンなシステムをつくって、将来、企業から大学の方に資金が流れるような仕組みを、つくっておくべきじゃないかと



考え、門戸開放を進めるべきじゃないかと考えているわけです。

和田審議官

今のお話にちょっと追加なんですけど、現在、2000年の文科省の統計があるんですが、企業が出している研究開発費というのは11兆円です。企業による研究者の数は40万人です。ちなみに、大学及び政府系研究機関における研究者総数は約30万人です。それで基礎研究というのは、企業の場合に開発研究、応用研究、基礎研究となっているのですが、約6%ぐらいというのが今の統計的なデータなんですけど、私個人の意見としましては、やはり競争的な環境を醸成するということもありますし、それだけの人が企業で基礎研究もやっておるわけですから、やはり基本的なスタンスとしては、企業にも普通に開放するという方がいいんじゃないかと思えます。

私、原則としまして、一般的に企業まで広げる必要はないという御意見に賛成なんですけれども、例えば科研費、これは一体将来どういう意味を持っているかと言えば、私はやはり、日本の場合、大学院というものがちゃんと軌道に乗っていくということのためには、科研費がなかったら、文科省がお金を出さなかったら、これはできないと思うんです。ですから、単に研究の成果とか、何とかというだけじゃなくて、ある意味では教育も含めて、つまり、教育といっても大学院教育ですよ。そういうことを含めた意味が非常に強いと思うんです。そういうものに関する限りは、これは大学の方に行くということがあってもちっとも差し支えない。だから、産学共同のものがなんていうのは企業がおやりになればいい、しかし、科研費というのは、これは本来の目的からいったら、やはり、教育が関係している研究だと思うんです。そういうものに関しては、大学にフォーカスするというのが当然ではないかと私は思っております。

繰り返しになりますが、先ほどおっしゃられた産学の流動性の問題ですね。これは非常に私も重要なことだと思っておりますので、それを否定するつもりはないんですけども、例えば、文科省の科学研究費みたいなものに、企業が機関として申請することができるということになると、例えば、一方では日立製作所の中央研究所が申請する。他方では、京都大学が、という形でかえって蛸壺的になる可能性があるかもしれません。私は、産学連携というのは、人材の流動性とか、接触の可能性が増えるという形で進むのが非常に好ましいと思いますので、先ほど申し上げたように、企業の研究者の方も大学の共同研究のチームに加わることを認めるというような形の改革を、例えば、文部科学省やなんか考えていただいて、基本的には文部科学省がおやりになっているようなごく基本的な、基礎的な研究に対する補助金は、大学という機関を通じて行うということの基本とするというような形で、いろんなバラエティがあった方がいいんじゃないかと思うんです。

私は科研費に関しては、申請は大学の人とした方がいいんじゃないかと思えます。今でも共同研究の場合は企業の方も入れますから、それはやはり書いていいですし、もう一つ、ここでは余り取り上げられていないのかもしれませんが、ミッションオリエンテッドの研究費も、一部は競争的資金として取り扱われてもいいと思うんですが、そういうところへ企業からアプライしてこられるのを歓迎したらいいんじゃないかと思えます。

細田大臣

この論点メモの一番頭に、競争的研究資金は計画によると、3,000億が6,000億に倍増だと。しかし、現にどのぐらいついているかといいますと、3年度目で3,000億から3,500億円にしか増えていないんです。みんな

で 6,000 億まで倍増させようということの意味の中には、やはりもっともっと競争的研究資金というものは、幅広く有効に使うために額が増えなきゃいけないということもありまして、両方が絡んでいるということですね。だから、例えば文科省での額も、ほかの予算との絡みがあるんです。大学の施設整備費というのも今増やさなければいけないということを言っていますし、いろんなことがあるんですが、予算が決まるときに、各省に伺っていくと、いろんなプロジェクトにとられて、結果、3,500 億にしかなくなってないということが、非常に深く関係しているんですね。むしろ 6,000 億あれば、いろんなものに使えるということもありますし、だから、それを本当にやるんだということとも関係すると思うんです。

井村座長

かなり意見が分かれたところですが、他に、

私はやはり両方の意見はもっともだと思うんですが、基本的には競争的研究資金の性質といいますが、それから、その知的所有権の取り方、そこによって決まると思うんです。幾らアメリカでも NIH が非常にお金があっても、すべての企業が参加しているわけではないわけです。いろんな各々の企業にとってストラテジーもありますし、損得を考えて、そこが自ずから、何がそうしているかという、基本的にはやはり NIH の持っている資金の性格がかなりきちっとリファインされているわけです。ですから、各々の人が公的な資金をもらうときのいろいろな条件なりを考えてもらったり、もらわなかったりしているわけです。ですから、そこをきちっとさえすれば、自ずからあれと思いますし、基本的にはやはり自由にしても、それほど問題が起きないのではないんじゃないかということだし、それから、余りにも今までの日本のきちっとやり過ぎるというんですか、対象をきちっと決めて、そこでしか出さない、審査するというようなことを破る意味でも、やはり私は、やや自由化した方がいいんじゃないかと思うんです。余りにも日本では、逆に、このプロジェクトについては企業何社と組みなさいとか、そういうことを言うのが多いわけです。そういうのはやめてしまって、むしろ組んでもいいし、組まなくてもいいし、一番のいいメリットで、どのような体制をつくるかどうかということが決めればよいことなんであって、余りにもそういう細かいことを言う必要はないと思うし、僕はむしろ民間企業の研究者にも門戸を開くという、さきほどおっしゃった案に比較的近い考えを持っていますし、基本的には性質をリファインすれば、自ずからそこにちゃんとしたすみ分けは可能だと思うんです。それがはっきりしていないから、何かもらえないのはどっちかこっちかという話になるんじゃないかと思っております。

井村座長

現在、いろんな府省は研究費を持っておりまして、さっきの表でごらんいただきますように、企業から応募できるものも半分ぐらいはあります。それぞれの研究費の目的によって違うわけです。3年ほど前に、実は科学技術基本計画をつくるときに、こう書いているんです。競争的資金を所管する各府省は、その目的にかなう限り、できるだけ多くの研究者が応募できるよう運用を徹底する。これがそのときの方針なんで、ちょっと書き方を考えまして、やはり目的というものを明確にして、その中でできるだけ範囲を広げなさいというふうな形でどうだろうと思うんですが、よろしゅうございますか。それでは、そういうことにさせていただきます。

あと他にもいろいろございます。次はプログラムオフィサー、プログラムディレクターでありまして、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、それぞれの府省、あるいは配分機関にできるだけの自由度を与えてほしいという意見が一方にはございます。しかし、他方には名前だけ置いて、実際何

も行われぬという形に日本はなる可能性も大きいと私は憂えているわけです。そこである程度の役割を明確にしておくということが必要じゃないかと思いますが、1つは7ページの赤のところをごらんいただきたいと思います。これは若干、意見も分かれたところですが、外部評価、ピアレビューに基づき、採択課題候補(案)の作成をするというのをプログラムオフィサーの業務として入れておいたらどうかということですね。ここを全く関わらない方がいいという意見があったんですけども、やはり、ある程度プログラムオフィサーのやることを明確にしておかないと、単に名前だけになって、意見をちょっと言ってくださいで終わってしまっはまずいだろうということで、ピアレビューアーを重視する、それに基づいて、実際案をつくったり、配分額を決めたりするのがオフィサーの仕事だというふうなことでよろしいかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、基本的にはやはり専任を一定数置いてほしい。これは諸外国はかなりの数の専任のプログラムオフィサーを置いておりますから、やはりその方向で専任が原則である。だから、それを増やしてほしいということ、この間、実は財務大臣にも申し上げたんですけども、そういうことでもいいかどうか。それから本省の制度でも、できるだけプログラムディレクターを置いてほしいということです。そのあたりよろしいですか。

このところは、やはりどのぐらいの人数を専任ないしは兼任でもいいかもしれませんけれども、今より増やしてきちんと見れるようにするか。専門家をどれぐらい入れるかということと関わってくると思うんです。それでかなり十分に専門家を入れれば、案づくりぐらいはお任せしてもいいんじゃないか。案はそのままが通るわけではなくて、やはりもう一遍きちんとしたところを通るんだと思うんですけど、それぐらいいしないと、その人たちの能力を十分に評価したことになるのではないのかという気もします。

井村座長

いかがでしょうか。1つのモデルとして、このぐらいを提言していくということで、現実にはすぐにそこまでなかなか行けないところはあるかもしれませんが、ある程度モデルをつくっていかないと行けないというふうな思っておりますので、よろしゅうございますか。

それでは、その次の問題ですが、次は年複数回申請の問題です。これは次のファンディングエージェンシーの問題とも絡むんですが、やはり、大きな研究費を扱っているところは、独立行政法人でファンディングエージェンシーになっていただいて、そうすると、運営交付金としてお金を出せますから年度を越えて使いやすくなる。いろんな面で自主性ができるわけですね。

実は、私、日本学術振興会の評議員会の議長をしておりまして、学術振興会で外部評価をやりました。外国の学者4名、日本の方3名に評価していただいたわけです。その中には、我々の議論しているようなこともほとんど書いてありました。例えば、文部科学省は実は一旦科研費をほとんどすべて学術振興会に移すことになったんですが、まだ特殊法人であって、特殊法人予算は10%カットだというので、あわててまた半分を戻しているわけですが、それは適切な方法ではなかったというようなことが書いてあるんです。それはここでやりなさいということの意味していると私はとったんです。それから、やはり研究歴のある人を入れなさい、それから、課題の内容をよく読んで、興味のあるオリジナルな研究にお金が出せるようにしなさい、若手にも十分配慮しなさい、今、いろいろ議論していただいたことが、そのリコメンデーションの中にほとんど全部書かれておりました。

そういうこともありますので、ここはファンディングエージェンシーの問題とやや対になりますけれども、できるだけ運営費交付金制度を活用してお金が出せるようにする。そうすると容易に年度を越えて使用できます。それまでの間、これは大臣の御努力で、科研費と厚生科学研究費は繰越明許に登録されましたから、その活用

も考えないといけないと思っています。それと関連して、やはり独立行政法人としてのファンディングエージェンシー、そのリコメンデーションの中にも、やはり日本学術振興会は政府とある独立関係をもって、自主的に運営すべきだということも書いてありますので、そういう形で、今後ファンディングエージェンシーを日本に幾つか設けていくという方向を打ち出すのがいいかどうか、そのことも含めてあわせて御意見を伺いたいと思います。

私は基本的にはファンディングエージェンシーに出していただいて、運用をフレキシブルにさせていただくのは大賛成です。従来からもありましたように、JSTの場合なんか研究費の使用は研究がスタートしてから1年という基本線がそうなっているというのは、非常に使いやすく合理的なものである。それともう一つは、今おっしゃった複数の申請機関ができれば敗者復活もできますし、一時期にたくさん審査しなきゃいけないというのが、少しでも軽減されるということになるかと思っておりますので、基本線としては私は大賛成です。

ファンディングエージェンシーをつくった場合というのは、なるべくそれを利用して、例えばスタディセクションみたいな審査をするなんていうのも、ある意味においては、共通のコントロールするものを持ちたいというふうに私は解釈したんですが、それでよろしいわけでしょうか。

井村座長  
そういうことです。

そうすれば、それは非常にエフィシエンシーがよくなるし、フェアになるだろうと思います。

ほぼ同じ意見で、今それぞれおっしゃったことに基本的に私は大賛成ですし、これは、この前のバイオテクノロジーの戦略会議の中にも精神は入っていると思いますので、ぜひ実現させていただきたいと思います。ただ、ここで一元化を目指していくべきというのが11ページの方に、統合を図るべきと、これは各々の省での統合を図るべきということなんですけれども、ここはちょっと非常に微妙な問題が入っていると私は思っているので、これで結構だと思います。

この部分は、先ほどと前回申し上げたんですけれども、科学技術基本計画基本法で、科学技術創造立国ということで、国民運動的に科学技術を広げようとしているわけです。そういう中でやって、行政セクションも全庁が挙げて、この問題に取り組むべきだと思うんです。そういう意味から、このファンディングが始まったときは、従来科学技術に余り縁のなかったところも、一生懸命ファンディングをつくって、その後徐々に伸ばしてきて、今日に至っているわけです。ファンディングも行政目的によって、先ほど言いましたけれども、基礎研究のところもあるし、応用研究のところもあるし、小さいファンディングもあるわけです。そういうことも全部認めて、この科学技術創造立国基本計画の実現を図るべきだというふうに私は思っていて、ここは方向としてはいろいろなことが示されるのはいいんですけども、業界を持った現場とか、いろいろなことがありますので、強制統一すべきでないというのが僕の意見です。

私も先ほどの議論でファンディングエージェンシーをつくるのは賛成です。つまり、我々が限られた研究資金を、いかに効率よく使うかということが一番大きな問題で、そのためにお金を投資してもいいんじゃないか。私

の感じで結構はわかりませんが、アメリカの方がむしろ、選考その他に日本よりもたくさん金を使っているように思うものですから、現在、それを節約するために、むしろ無駄使いしているところもあるように思いますから、ファンディングエージェンシーをつくるんだったらきちんとしたものをつくれる。つまり、かなりお金をかけてもいいから、おつくりになるということは大事だと思います。

井村座長

そうですね。国際的にはファンディングエージェンシーのヘッドの会というのがあるんです。そこに参りますと、やはりどのぐらいお金をかけるのが適切かという意見が出るんです。大体、総研究費の3ないし5%をアドミニストレーションに使っていいんじゃないかというのが意見です。そうすると、1,000億あれば、30億から50億はアドミニストレーションに使えるわけで、学術振興会なんかは極めて少ないお金で今おやりになっている。だから、さっきのリコメンデーションの中にも、職員を増やさないというのもありました。それは確かにそのとおりであって、研究費全体が乏しい中で余り豊かには使えませんが、おっしゃったことはやはり非常に重要で、そこでお金をかけることによって、かえって有効に使えるという面もあるわけですから、その点は今後考えていかなければいけないのではないかと考えています。

私もファンディングエージェンシーを日本は中期的に早くつくっていかないと、いろいろな問題が解決しないと思います。例えば人材は大学だけでなく、企業にもいるはずですから、そうすると企業というのは、いわゆる利益重視ということですが、アメリカでも、石坂先生も青木先生もおっしゃったように、アンソリシッドという民間の研究の制限がありますから、企業の利益を除く形での明確なコントラクトというのがあるわけですので、ファンディングエージェンシーの中で、一種の規則を統一的につくっていかば、それが時代に合なくなってくると、予算で対応するよりはファンディングエージェンシーに統一した一つの規則を変えればよいと思います。日本は迅速に、そういう環境の変化に対応するんじゃないかと思えます。そういう点では、プログラムディレクターなんかも、そこの中でやはりきちんとしてアカウントビリティができるようにするには、やはりファンディングエージェンシーというものを日本はつくるべきではないかというふうに思っております。

私は昔から、ぜひファンディングエージェンシーをつくっていただきたいということを言っています。今の段階で省で1つにして、それだけでいいということではなくて、省の中に違う性格のものがあつたら幾つもあってもいいし、省をまたがるものがあるべきだと思うので、ここのところは余り賛成できないんです。現在では、これしかできないと言われるのなら、しょうがないと思うのですが、仕方がないという雰囲気は匂わせておいた方が、各省に必ず1個であって、同じようなことをやっているのに省が違うからばらばらだというのが、「べきだ」と私には思えないのですが、ちょっと、この書き方を変えていただいた方が、日本全体の科学研究のためにいいのではないかなというふうに思います。それが第1点です。

それから第2点は、また全然違う観点なんですが、イギリスの大学の研究が大きく変わったのは、93年、94年ぐらいを契機にしているんですが、そのときにリサーチカウンシルに、実は企業の人が入ったということがあつたということが最近報告されています。つまり、先ほどから科研費は大学に限る方がいいとか、機関管理になると、1つのコーポレーションが入ってくるとか、いろいろな問題が出てくると思うんですが、結局は、どういふ人がファンディングエージェンシーのトップに入っていて、そのファンディングエージェンシーの性格づけというものが明確になっているのかということが重要であつて、それによって企業の人も入れば、アカデミアの

人もいるということがはっきりするわけです。やはり、性格づけというものを明確にしたファンディングエージェンシーをつくっていただきたいと思います。その2点です。

これは結構だと思うんですけども、当面のところは各省でつくるといふ、これは恐らく次の段階だと思うんですけども、やはり、ファンディングエージェンシー同士の競争というんですか、その競争原理を持ち込みませんと、一緒になってもそこでやることの内容が今までと変わらないということでは問題だと思うんです。だから、その競争原理を、これは次の段階だと思うんですけども、やはり、それを何らかの形で入れるということが大事だと思うんです。ただ、一緒になるんでは問題だと思うんです。

井村座長

最近、こういう研究開発のプログラムの評価がアメリカ、イギリス、カナダあたりでは非常に問題になっていて、どういふふうに評価するのかということの議論が始まっております。できれば、国際的なおよその基準をつくって、同じ方法で評価をしようじゃないかという意見も出ているわけです。そのことはいずれ、先生おっしゃるように、AというファンディングエージェンシーのプログラムとAと別のエージェンシーのBというのと、どちらがいいのかということは、やはり、評価をされる時代になってくるんじゃないかという気がしております。

先ほどおっしゃられた、ファンディングエージェンシーは省に一つでいいということではないということも重要だと思うんですけども、ここでは各省にたくさんあるのは困る、各省で統合を図るべしというふう書いてありますけれども、非常に長い将来を見てみると、先ほどお話があったような省を越えたサポートの必要性というようなことも出てくるんじゃないかと思うんです。そういう意味で、将来はそういう大編成というようなことも視野に入れて、各省の中に、例えば2つか3つ、目的に応じてあってもいいと思いますし、そこは少しフレキシブルに書いていただいた方がいいんじゃないかというふうに思います。

井村座長

ありがとうございます。その点は確かにあってもいいんですね。ただ、似たようなものがあるので、そういうのは整理してほしいということなんです。ほかにございますか。それでは、ここは少し書き方を気をつけながら整理したいと思います。

最後に大学改革と競争的な給与人事システムの問題です。ここは12ページから13ページにわたってあります。いろいろここで議論をしていただき、大学が、例えば研究費の中から教授の給料を一部とることを認めてもいいというふうなことを書いたわけです。これについて文部科学大臣は、一部ならいいけれども、教授は別に給料をもらっているんだからということの本会議で言われました。ここは結局、大学が自主的に判断していくべきことですから、法人化後の各大学においては、その自主的な判断により、競争的研究資金も含め、外部資金獲得を研究者の業績として適切に給与や人事に反映する給与人事システムを積極的に導入し、競争メカニズムを創っていくべきであると、こういうふうな形に書き換えさせていただいて、大学の自主性を大いに尊重するという形にしてはどうかと思っておりますが、これじゃ生ぬるいからもっと強く書けという御意見もあるかもしれませんが、少し緩めましたのは、給料をとれるようにした方がいいと思うんですが、現在の研究費の総額では、競争的資金がアメリカの約10分の1ですから、なかなか給与をとるのは実際問題としては難しいだろうというふうにも思いますので。

基本的に違うのは、アメリカの大学の先生というのは9か月ですから、その3か月分のリウエイがアメリカではあるんですが、日本は12か月ですか。ですから、その点も考慮しないといけない問題でしょうね。

国立大学が法人化する問題が一番大きな問題だと思いますけれども、私立大学や私どもの大学はエンダウメントを用いて、ある先生を違う給料体系でやっています。ですから、パイアウトというわけではないんですけども、やはり立派な先生をお招きするときには、やはり多少、大きくはありませんけれども、高い給与体系で決めています。それから、間接費が大学の中に入っていますから、それで職員の優秀な人を全額給与を出したりすることはできます。恐らく、法人化された国立大学も、そのようないろいろなアテンプトをこれから行っていくのではないかと思いますけれども、私立大学は既にやっています。

井村座長

現在の私立大学でも基本的には、そうすると給与制度というのは決まっています、それで特別な人はそこから上に上げる。そういうことですね。法人化されてから、すぐに学長が全部給料を決めるというのは、なかなか日本では難しいだろうという気がするんですが、その中で、やはりある程度競争的な環境をつくるためにどうしたらいいのか、それが競争的研究資金制度でどこまで実現することができるのかというあたりが問題だと思うんです。

1つは今の年功序列制度をどう考えるかということにあると思うんですけれども、ある程度の年俸制のような形で考えた場合に、優秀な若手を引っ張ってくるときに、大学として給料を上げたい。その場合に研究資金獲得を、その中の評価の1つに置くというふうな考え方でやるんだとしたら、かなりフレキシブルになってくるからいいんじゃないかなというふうな気がします。

今、おっしゃったことでありまして、私どもは10年間の有期の教授としてお迎えして、10年という期限付きで、そういう違う給料体系にいたしました。

「自主的な判断により」と入れたのは非常に難しい問題を含んでいると思うんです。私は、大学を信ずればというんですか、今、非常に情勢が変わっていますから、恐らく前ほど絶望的な状況ではなくて、こういうようなことがいくと思うんですが、一番の決め手は、やはり間接経費をかなり上げて、その後、自由にインセンティブとして、大学なり、個人なりに使うというシステムをつくるということが決定的な決め手になると思うんです。こういうことは確かにいいんですけども、果たして、いろんなことを大学の方も、私も大学にしまして、いろんな方がいろんなことを考えて、結論は、ただ大学に任せておいてよくなるとはなかなか考えられないところがあるんです。だから、何かインセンティブというか、そういうものを入れるということが根本で、その面では間接経費を何らかの形で、これから増やしていくということが、これでうまくいけば、もちろんそれでいいんですけども、1つの鍵になるような気がするんです。

井村座長

間接経費はできるだけ30%に達するようにしたいんですが、これも非常に急ぎますと、実際の研究費を食わないといけないということになってしまうので、少しずつ研究費を増やしながら達成しようとしているんですが、

そこも今のところは、まだ6%ぐらいしか平均していませんから、やはり、これを早く上げていかないといけないだろうという気がします。

先日、あるシンポジウムに出席したときに、その後で、ある独立行政法人の中堅の人から言われたんですけども、流動性を上げるという議論ばかり中央ではしておられる。それは賛成なんだけれども、例えば、流動性を上げるというのに、東京大学で助教授なり何なりを募集したときにいい人が行くのは当たり前だと、だけれども、我々のところで募集したときに、同じクオリティの人は来ない。それをどう考えてくれるんだというふうなこと。だから、それを放置したままで、流動性だけ上げろと言われても大変なんだという話が大分出てきたんですけど、そういうときでも、例えば、こういう方法を使うというふうなことを、その独立行政法人の方が決めれば1つのインセンティブになるというふうなこともありますから、全く、これを考えないというんじゃなくて、やはりこれは考えていただいた方がいいんじゃないか。同時に、いつもそれを言っているんですが、教育のパーセンテージとか、教育に重点を置いてやる人はどうするかというのは、この裏の問題として考えていただかないといけないんじゃないかという気がします。

ここにテニュアトラックとか、そういう話が出ておりますけれども、どうも、私は少なくともアメリカの場合に、例えばNIHのグラントであるとか、NSFのグラントであるとか、そういうものをコンスタントにとっている事が、テニュアトラックに乗るためには必要です。日本の現在のシステムですと、ピアレビューというような形の上ではあっても、本当にサイエンティフィックなエバリュエーションがどれだけできているかというのは問題ですけども、アメリカ式のものでやった場合には、全く第三者がエバリュエーションをしているわけですから、しかもその専門家がエバリュエーションをしているわけですから、実際にはプライオリティスコアというのはNIHが握っているわけですけども、しかし、大学の中では、誰がどのぐらいのプライオリティスコアでもってグラントをとっているということがわかるわけです。そういうのがずっとトップレベルにあるような人というのは、自然にテニュアトラックに乗ってしまおうわけです。ですから、競争的研究資金のシステムを非常にオブジェクティブなものにして、いいシステムができた場合、これは大学の人事の問題に非常に強いサポートになっていくんだと思います。別にたくさんお金を取るから月給を増やせというだけじゃなくて、クオリティのいいことをしている人たちは、いい研究者であるということ客観的に認めるという、そういうシステムは非常に大事なことじゃないかと思っています。

井村座長

そうなってほしいと願っているんですけども、日本の大学が簡単にそうなるかどうか。

私は筑波大学の学長をしておりましたときには、たびたび悲哀をなめたのは、筑波で非常に有名になりますと、東京大学、京都大学に引き抜かれる。その場合になんらディフェンスがないというわけです。助教授を教授に上げるとか、若干のことができる。多分、法人化されますと、少なくともディフェンスという意味で学長が特別に引き止める給料、これはIBMにおりましたときもランキングを決めまして、トップ10%は引き抜かれる可能性があるわけですから非常に手厚い。それからボトム10%はいかにして首を切るかということに努力している。そういう状況に多分、徐々になるだろう。やはり、引き抜きというようなもの、あるいは流動性というものを通じて、差が出てくるんじゃないか。私の感じではそういう感じがします。



今の意見と全く同じです。今のように、私も筑波の研究所でやったときに、せっかくだいい人を連れてきても、それが東大に2人、医科歯科に1人と引っこ抜かれていって、こっちはもうどうすることもできない。流動性を高めるのはいいんですけども、さっきも言ったように、自主的な判断によりとか、あるいは今のように大学にランクをつけちゃいますと、その方がお金をやるということになりますと、その序列に入っているところはいいかもしれませんが、それ以外のところは非常にやる術がないわけです。アメリカなんかを見ますと、地方の大学でもあるデパートメントだけはものすごく世界的な仕事があるわけです。だから、そういうような全部をマスとして判断しないで、そういうふうにしませんと、やはり今のような序列化というのはますます進んでいくと思うんです。ただ、そっちに行けば有利だから移っちゃうというようなことになって、本当の意味のサイエンスというのは、別のことになっちゃうということは非常に憂います。

給料とか、人事面というのは一人一人がどうかということを考えないで、大学全体のマスとして考えますと法人になる、そうすると運営費交付金と授業料、そういうのでやるわけです。そこに競争的研究資金、外部資金がかなりの量が入ってきますと、そこで教官を増やすことができる。そうすると、たくさん競争的研究資金をもらってきている人は、若しそれを望むなら、教育を非常に少なくするとか、しなくてもいいとか、管理職の方をしなくてもいいとか、いろいろそういうことになってきて、スペースとか、時間とか、あるいは補助の人とかをたくさん与えられとかいうことになり、マスとして非常に有利な条件が出てくる。だから、みんなそれをとろうという形になってくれればいいんじゃないか。ここに書いてあるように、仲立ちになっていけばいいんじゃないかなと思いますけれど。一人一人のお金の給料が高いとか安いとかいう、それは余り皆考えていないと思うんです。そういうやりやすい環境というものを皆求めているわけで、そうするとトータルとして大学にお金が幾ら余計にあるか、1,000億の上にプラス100億余計があれば、それだけ人を増やせられるし、教育の充実とかということになると思うんです。そういうふうになっていこうと思えますけれども。

井村座長

そうですね。将来は研究費から、給料の一部をとっていいということも認めていいわけですね。

そういうふうに研究費から給料の一部を出すことを認めると、今いったように変わっていきます。そうすると非公務員型ですから、全体として徐々にそういうふうなマスとして動いていく。

井村座長

ありがとうございました。大体主な課題について、これで御意見をいただきましたので、今日の御意見を反映しながら、最終的な修文をしたいと考えております。それでは次回4月16日、この同じ会場で予定をしておりますが、これを4月17日にシステム改革専門調査会上げることにはしたいと思いますので、このプロジェクトは4月16日に最終まとめをしていただく。そして、システム改革専門調査会で審議をしていただきまして、若干の変更が入るかもしれません。その後は本会議で意見具申する。そういうことにしたいと思っております。どうも長時間ありがとうございました。

細田大臣

本当に建設的な御意見ありがとうございました。やはり、今の最大の関心事は、先ほどちょっと申しましたように、パイを増やさないといけませんね。パイはみんな増やさなくちゃいけないと思っているんですが、どうやってできるか。これは我々の責任ですから、総合科学技術会議が中心となってやらなきゃいけないと思います。

それから、今日から国立大学法人法の審議が始まりましたが、国立大学組織が変わるという状況において、やはり革命的な提言をしなきゃいけないんでしょうね。つまり、今までと違いますと、もう大学1年に入ったときから、学生にも研究者にもすべて評価が一生活きまとうんだ。そういう社会にあんたたちは入ったんだと。そのかわりいい所得もあり、いろいろな研究費も得られるしという、まさにアメリカ的な宣言を、こう変わるんですよ。私立大学はもちろんのことでございますけれども、そういう社会に変わるんだという革命的な思想を、世界では常識だけれども、日本では革命的な思想をきっちり総合科学技術会議から提言していただいて、その線に沿って、こういう改革が行われるんだということを言わないとだめだというのが、今日の先生方の共通項だと思いますので、その点をぜひ総合科学技術会議で考えてください。よろしくお願いします。

井村座長

なかなか難しい宿題をいただきましたけれども、またいろいろと御意見を伺いたいと思います。どうもありがとうございました。

以上